

11月は「児童虐待防止推進月間」です

～守るのは 気付いたあなたの その勇気～

社会から児童虐待をなくすためには、「他の子どもだから」と無関心でいるのではなく、少しでも気になることがあれば、迷わず関係機関へ通告しましょう。法律で虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には通告することが義務付けられ、通告義務は法律で守秘義務より優先され、違反に問われることはありません。

次のような行為を見かけた、又はこのような行為を受けたと思われる児童を発見したときは、幌延町、旭川児童相談所稚内分室、宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室（稚内保健所）、又は警察署などに通告・相談してください。

なお、通告者の氏名等については、法律の規定により、明かしてはならないことになっていますので、ご安心ください。



| | |
|----------------------|--|
| ■身体的虐待 | 身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為。 |
| ■性的虐待 | 子どもにわいせつな行為をすること、させること。 |
| ■ネグレクト (養育の怠慢・拒否) | 子どもの心身の健やかな発達をそこうなどの不適切な養育、監護の怠慢、子どもの安全に対する重大な不注意や無関心。 |
| ■心理的虐待 | ことばによるおどかしや拒否的態度などで子どもの心を傷付ける行為。子どもの目の前でのドメスティック・バイオレンス。 |

子どもに関する相談・通告先

| | | |
|-----------------------------|----|--------------|
| ○町民課保健福祉グループ（児童福祉サービス、虐待など） | 電話 | 5-1115 |
| ○保健センター（母子保健、子育て、発育など） | 電話 | 5-1790 |
| ○中央保育所（保育所、子育てなど） | 電話 | 5-1254 |
| ○教育委員会（不登校、いじめ、非行など） | 電話 | 5-1117 |
| ○稚内保健所子ども保健推進課 | 電話 | 0162-32-2621 |
| ○旭川児童相談所稚内分室 | 電話 | 0162-32-6171 |
| ○天塩警察署 | 電話 | 2-2110 |

平成23年度の町政懇談会を開催しました

平成23年度の町政懇談会を、町内9箇所で開催しました。

町から町立診療所の外来処方や休診日についてのお知らせなどを報告し、その後町民の方々からいろいろなご質問、ご意見、ご要望などをお聞かせいただきました。

皆さんからいただいた主なご意見などは、来月号で紹介いたします。

